

令和6年第2回 足立区特別職議員報酬等審議会

資 料

令和6年12月19日

目 次

	頁
資料 1 足立区特別職議員報酬等審議会委員名簿	1
資料 2 諮問	2
資料 3 特別区人事委員会勧告概要（抜粋）	3
資料 4 議員報酬等試算	6
資料 5 足立区特別職議員報酬等審議会「議員報酬及び期末手当」 に関する経過	7
資料 6 足立区特別職議員報酬等審議会条例	8
資料 7 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	10

足立区特別職議員報酬等審議会委員名簿

敬称略

団 体	氏 名
足立区町会・自治会連合会	峯 岸 茂 隆（会長）
足立法曹会	氏 家 宏 海（会長職務代理）
足立区女性団体連合会	片 野 和 恵
足立区議会議員待遇者会	川 下 政 信
連合足立地区協議会	北 野 元 一
足立区商店街振興組合連合会	佐 鳥 文 夫
日本公認会計士協会 東京会 足立会	鈴 木 欽 哉
足立区工業会連合会	瀬 田 章 弘
東京商工会議所足立支部	堀 口 宗 弘
足立荒川職業協会	宮 脇 幹 太

※ 任期 令和6年 1月15日～令和8年1月14日
（佐鳥委員は令和6年12月19日～令和8年1月14日）

諮 問

令和 6 年 1 0 月 9 日、特別区人事委員会は、本年 4 月時点で 2. 8 9 % の公民較差があり、これを解消するため、給与の引上げ改定を、また、特別給（期末手当・勤勉手当）についても年間 0. 2 月引上げ 4. 8 5 月とするよう勧告しました。

社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、こうした特別区人事委員会勧告がなされており、議員の報酬等について、検討する必要があります。

議員の報酬等については、「足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」でその額を定めており、見直す場合は条例を改正することとなります。

については、下記の事項について諮問します。

記

1 「議員の報酬等」について

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

足立区特別職議員報酬等審議会会長 様

足立区長 近 藤 や よ い

令和 6 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 6 年 10 月 9 日（水）
特別区人事委員会

【 月例給・特別給ともに 3 年連続引上げ 】

- 公民較差：11,029 円（2.89%）
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】Ⅰ類：23,800 円増 Ⅲ類：23,900 円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を 0.2 月引上げ
（現行 4.65 月→4.85 月）期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約 26 万 7 千円の増（公民比較対象職員）
- 扶養手当：配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和 6 年 4 月）

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
58,194人	32,441人	382,163 円	38.8 歳

2 民間給与実態調査の内容（令和 6 年 4 月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了 677 事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
393,192 円	382,163 円	11,029 円（2.89%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.87 月分	4.65 月	0.22 月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 11,029 円（2.89%）を解消するため、月例給を引き上

げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 10,268 円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の 864 人に対し、本年 4 月 1 日時点で 627 人、減少数は 237 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 16 人で約 7%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	196,200 円	220,000 円	23,800 円
III 類	158,100 円	182,000 円	23,900 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ（現行 4.65 月→4.85 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 6 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

（参考 1）公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
9,191 円	0 円	1,838 円	11,029 円

（参考 2）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,425 千円	約 6,691 千円	約 267 千円

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員（1級29号給、22歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
235,440円	264,000円	28,560円	約3,920千円	約4,448千円	約528千円

○ケース2 係長（3級37号給、35歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
370,080円	383,760円	13,680円	約6,300千円	約6,615千円	約316千円

○ケース3 課長（5級61号給、45歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
622,800円	627,360円	4,560円	約10,509千円	約10,723千円	約213千円

○ケース4 部長（6級57号給、50歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
748,800円	753,720円	4,920円	約12,771千円	約13,026千円	約254千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料（行政職給料表（一））、地域手当（20%）及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 扶養手当について

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当である。

1 改正内容

- ・配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ
（配偶者等：6,000円→廃止、子：9,000円→10,500円）

2 実施時期

- ・令和7年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

Ⅳ 今後の給与制度

国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要である。

議員報酬等試算

資料 4

【現行】

職名	報酬			期末手当		年収金額【②+③】
	議員の報酬に 乗じる数	月額①	年額② 【①×12】	支給 月数	年額③	
議員	—	616,000	7,392,000	3.80	3,394,160	10,786,160
議長	1.534	944,000	11,328,000	3.80	5,201,440	16,529,440
副議長	1.314	809,000	9,708,000	3.80	4,457,590	14,165,590
委員長	1.1	677,000	8,124,000	3.80	3,730,270	11,854,270
副委員長	1.05	646,000	7,752,000	3.80	3,559,460	11,311,460

※期末手当の算出方法＝（議員報酬月額＋議員報酬月額×45％）×支給月数

【改定内容（報酬0.8%、期末手当0.2月引上げ）】

職名	報酬			期末手当		年収金額【②+③】	
	議員の報酬に 乗じる数	月額①	年額② 【①×12】	支給 月数	年額③		
議員	—	620,000	7,440,000	4.00	3,596,000	11,036,000	2.32%増
(現在比)		(4,000)	(48,000)		(201,840)	(249,840)	
議長	1.534	951,000	11,412,000	4.00	5,515,800	16,927,800	2.41%増
(現在比)		(7,000)	(84,000)		(314,360)	(398,360)	
副議長	1.314	814,000	9,768,000	4.00	4,721,200	14,489,200	2.28%増
(現在比)		(5,000)	(60,000)		(263,610)	(323,610)	
委員長	1.1	682,000	8,184,000	4.00	3,955,600	12,139,600	2.41%増
(現在比)		(5,000)	(60,000)		(225,330)	(285,330)	
副委員長	1.05	651,000	7,812,000	4.00	3,775,800	11,587,800	2.44%増
(現在比)		(5,000)	(60,000)		(216,340)	(276,340)	

足立区特別職議員報酬等審議会「議員報酬及び期末手当」に関する経過

年 度	諮 問 内 容	答 申 内 容
平成 16 年 12 月	特別職の期末手当の算定方法を一般職員の例と切り離すことについて	現行の水準を維持することが妥当。社会・経済状況の変化、また、一般職員との大幅な乖離等が生じた際には、適正な水準を確保すべく、適時検討を行うよう配慮されたい。
平成 19 年 2 月	地域手当の支給割合の改定に伴う区長等の給料月額について	平成 22 年度まで引き上げられる地域手当の支給割合の改定に伴う区長等の給料月額については、給料及び地域手当の合計額が現在の額を上回らないように、給料月額を段階的に引き下げることが妥当である。
平成 21 年 5 月	平成 21 年 6 月に支給する期末手当に係る特例措置について	職員の減じる月数と同じ削減率で 0.15 月減じるのが妥当。ただし、区長等は職員と同等の 0.2 月削減を行う必要がある。
平成 21 年 11 月	「区長等議員の期末手当」及び「区長等の給与」について	(本則) 特別職議員の期末手当支給月数は 3.35 月とする。(附則) 区長等の期末手当は、職員と同等の 0.2 月を 12 月分から減じる。 区長等の給与は職員と同じ 0.38% 引下げ。
平成 22 年 11 月	「区長等の期末手当」と「区長等の給与」について	職員の減じる月数と同じ削減率で 0.16 月減じ、期末手当支給月数は 3.19 月とする。 給与は職員と同じ 0.30% 引下げ。
平成 23 年 11 月	「区長等の給与」について	給与は職員と同じ 0.20% 引下げ。
平成 24 年 11 月	「区長等の給与」について	給与は職員と同じ 0.19% 引下げ。
平成 25 年 2 月	「区長等の退職手当」について	退職手当支給率は職員の退職手当支給額の減額率と同程度 (10%) 引下げ。
平成 25 年 11 月	「区長等の給与」について	給与は職員と同じ 0.14% 引下げ。
平成 27 年 1 月	「新教育長の給与」、「地域手当引き上げに伴う区長等の給与」及び「議員の報酬等」について	・新教育長の給与は当面、現在の教育長の年間給与水準と同等とすることが妥当。 ・区長等の給与は地域手当の引上げ分と同程度 (2%) 引下げ。合わせて、各職ごとにきめ細かい金額設定ができるよう、金額を 100 円単位とする。 ・議員の期末手当を 0.1 月引上げ。
平成 27 年 12 月	「議員の報酬等」について	議員の期末手当を 0.1 月引上げ
平成 29 年 12 月	「議員の報酬等」について	議員の期末手当を 0.1 月引上げ
令和元年 12 月	「議員の報酬等」について	議員の報酬月額を 0.58% 引き下げ 期末手当を 0.15 月引上げ
令和 3 年 1 月	「区長等及び議員の期末手当」について	区長等及び議員の期末手当を 0.05 月引き下げ
令和 3 年 12 月	「区長等及び議員の期末手当」について	区長等及び議員の期末手当を 0.15 月引き下げ
令和 4 年 12 月	「区長等の期末手当」及び「議員の報酬等」について	区長等及び議員の期末手当を令和 6 年度の 3 月から廃止し、6 月・12 月期が均等になるよう配分 議員の期末手当を 0.1 月引上げ
令和 6 年 1 月	「議員の報酬等」について	議員の報酬月額を 1,000 円引上げ 議員の期末手当を 0.1 月引上げ

○足立区特別職議員報酬等審議会条例

昭和39年 7 月 7 日 条例第44号

(設置)

第 1 条 区長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について審議するため、足立区特別職議員報酬等審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第 2 条 区長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、足立区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員10人をもつて組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第 7 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 3 年10月30日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 3 月16日条例第 5 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 8 条及び第10条の規定は、同年 7 月13日から施行する。

付 則（平成20年10月27日条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の項附属機関の名称の欄中「足立区特別職報酬等審議会」を「足立区特別職議員報酬等審議会」に改める。

付 則（平成26年12月24日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年10月 9 日条例第12号

(通則)

第1条 足立区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長、委員会の委員長、同副委員長及び議員の議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長、副議長、委員長及び副委員長にあつては、その選挙された日から、議員にあつてはその職に就いた日から、それぞれ支給する。

2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

(議員報酬の日割計算の方法等)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(重複支給の禁止)

第5条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が次の各号のいずれかに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支給しない。

- (1) 職に異動があつたとき。
- (2) 同一の職又は2以上の職を同時に有するとき。

(議員報酬の支給期日)

第6条 議員報酬の支給期日は、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第7条第2項に規定する職員の給料の支給日の例による。ただし、第3条第2項の規定により議員の身分を離れたときはその期日前においてもこれを支給することができる。

(費用弁償)

第7条 議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき足

立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）第126条の規定により設けた協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席するため又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。ただし、議長及び副議長が公用車を利用したとき、又は議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため旅行した場合において、当該議員の住所から議事堂までの直線距離が片道1キロメートル未満のときは、支給しない。

3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長及び副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（期末手当）

第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあつては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、100分の190を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして、これを通算する。

4 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

- 2 東京都足立区議会議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年7月条例第12号）は、廃止する。
- 3 別表の規定の昭和50年度における適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額、31万4,100円に0.93545を乗じて得た額とする。
- 4 昭和58年10月1日から昭和59年3月31日までの間、別表の規定の適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額は、44万5,300円に0.93545を乗じて得た額とする。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の150」とする。
- 6 平成23年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の18」とする。

付 則（平成12年3月31日条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年12月20日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月16日条例第5号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月27日条例第47号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年12月18日条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年5月29日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年11月30日条例第61号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成21年12月17日条例第73号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第24号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年12月 9 日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年 3 月16日条例第 7 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年12月12日条例第51号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 2 月28日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年 2 月27日条例第 2 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年12月22日条例第100号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年12月25日条例第46号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年12月23日条例第52号）

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 2 月25日条例第 2 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年12月22日条例第59号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年12月22日条例第63号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 2 月29日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 8 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 5 年12月 1 日から適用する。

（議員報酬及び期末手当の内払）

4 第1条の規定による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

（期末手当の支給日の特例）

5 令和5年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議員	61万6,000円
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。